

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名： _____

受験者名： _____

【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。

【 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

【 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

【 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般貸切旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

【 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

【 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。

【 】

8. 旅客が運送を申し込む際の運送申込書は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に規定されているが、道路運送法と旅客自動車運送事業運輸規則には規定されていない。

【 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

【 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。

【 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。

【 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、原則として乗車券を所持せずに乗車できない。

【 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない

【 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

【 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

【 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、()以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[ア. 十二時間 イ. 二十四時間 ウ. 四十八時間]

17. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び()を図ることを目的とする。

[ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は()の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

[ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って事業用自動車の運転者の()及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[ア. 休憩時間 イ. 勤務時間 ウ. 出勤時間]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる()及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

[ア. 業務の適確な実行 イ. 点呼の実施 ウ. 乗務員の研修]

21. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、()のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。

[ア. 適切な運賃收受 イ. 適切な運行管理 ウ. 安全運行の確保]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う()を受け、報告をすること。

[ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談]

23. 道路運送車両法第50条の規定に基づき整備管理者を選任したときは、その日から()以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後()以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が()で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により()しなければならない。

ア. 15日 イ. 30日 ウ. 60日 エ. 100日 オ. 1年 カ. 法 キ. 公表 ク. 告示
ケ. 通達 コ. 命令 サ. 省令 シ. 報告 ス. 指導 セ. 届出 ソ. 回答

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。
(1) 旅客の運送を()すること。
(2) 旅客を()まで送還すること。
(3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を()すること。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全 カ. 技術の向上
キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故 シ. 運営を適正
ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止 ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉
ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が()で定めるところにより、主として運行する路線又は()の状態及びこれに対処することができる()並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を()し、かつ、その記録を営業所において()保存しなければならない。

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車 キ. 教育
ク. 告示 ケ. 通達 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令 ス. 報告
セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。

①事業報告書：報告期間()に係るもの 提出時期()
②輸送実績報告書：報告期間()に係るもの 提出時期()

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで
ウ. 毎事業年度の経過後120日以内 エ. 毎年7月31日まで
オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の()を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって()を増進する事を目的とする。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、()を起こしその他国土交通省令で定める()を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の()の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める()ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、()を選任しなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

- ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(回答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

【 ○ 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)

【 ○ 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第35条)

【 ○ 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般貸切旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第37条)

【 ○ 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者は、乗務中は運行指示書を携帯しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第50条)

【 ○ 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条、運輸規則の解釈及び運用)

【 × 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第16条)

【 ○ 】

8. 旅客が運送を申し込む際の運送申込書は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に規定されているが、道路運送法と旅客自動車運送事業運輸規則には規定されていない。(一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第5条)

【 ○ 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。(道路運送法第25条)

【 ○ 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第10条)

【 ○ 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条)

【 × 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、原則として乗車券を所持せずに乗車できない。(一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第8条第1項)

【 ○ 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない(旅客自動車運送事業運輸規則第4条)

【 ○ 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。(道路運送法第22条の2)

【 ○ 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。(道路運送法第16条)

【 ○ 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、()に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、(**イ: 二十四時間**) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。(自動車事故報告規則第4条)

[ア. 十二時間 イ. 二十四時間 ウ. 四十八時間]

17. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び(**ウ: 旅客の利便**) を図ることを目的とする。(旅客自動車運送事業運輸規則第1条)

[ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は(**イ: 1年以上**) の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。(道路運送法第7条)

[ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って事業用自動車の運転者の(**イ: 勤務時間**) 及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条)

[ア. 休憩時間 イ. 勤務時間 ウ. 出勤時間]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる(**ア: 業務の適確な実行**) 及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

[ア. 業務の適確な実行 イ. 点呼の実施 ウ. 乗務員の研修]

21. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、(**ウ: 安全運行の確保**) のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にするを目的としている。(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン I-1-(2))

[ア. 適切な運賃收受 イ. 適切な運行管理 ウ. 安全運行の確保]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う(**ア: 点呼**) を受け、報告をすること。(旅客自動車運送事業運輸規則第50条1項)

[ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談]

23. 道路運送車両法第50条の規定に基づき整備管理者を選任したときは、その日から(**イ: 十五日**) 以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。(道路運送車両法第52条)

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(**エ: 100日**)以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が(**ク: 告示**)で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により(**キ: 公表**)しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

ア. 15日 イ. 30日 ウ. 60日 エ. 100日 オ. 1年 カ. 法 キ. 公表 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 命令 サ. 省令 シ. 報告 ス. 指導 セ. 届出 ソ. 回答

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- (1) 旅客の運送を(**ソ: 継続**)すること。
(2) 旅客を(**ウ: 出発地**)まで送還すること。
(3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を(**ト: 保護**)すること。(旅客自動車運送事業運輸規則第18条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全 カ. 技術の向上 キ. 火災
ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故 シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続
タ. 営業所 チ. 公害の防止 ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が(**ク: 告示**)で定めるところにより、主として運行する路線又は(**チ: 営業区域**)の状態及びこれに対処することができる(**サ: 運転技術**)並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を(**ソ: 記録**)し、かつ、その記録を営業所において(**ア: 三年間**)保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車 キ. 教育
ク. 告示 ケ. 通達 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令 ス. 報告
セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。

- ①事業報告書 : 報告期間(**カ: 毎事業年度**)に係るもの 提出時期(**ア: 毎事業年度の経過後100日以内**)
②輸送実績報告書: 報告期間(**キ: 前年4月1日から3月31日迄の期間**)に係るもの 提出時期(**イ: 毎年5月31日まで**) (旅客自動車運送事業等報告規則第2条及び次表)

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで
ウ. 毎事業年度の経過後120日以内 エ. 毎年7月31日まで
オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の(**ク: 利益**)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって(**テ: 公共の福祉**)を増進する事を目的とする。(道路運送法第1条)
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、(**キ: 火災**)を起こしその他国土交通省令で定める(**サ: 重大な事故**)を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。(道路運送法第29条)
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の(**オ: 運行の安全**)の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める(**タ: 営業所**)ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(**イ: 運行管理者**)を選任しなければならない。(道路運送法第23条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務